

平成 16 年（モ）第 9351 号  
申立人 シャムスリ外 8396 名、WALHI  
被申立人 東電設計株式会社

## 文書提出命令申立に対する意見書

平成 16 年 8 月 27 日

東京地方裁判所民事第 49 部合議 A 係 御中

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号  
新日石ビル 9 階 高橋法律税務事務所（送達場所）  
電話 03-3213-5771  
ファックス 03-3213-5774  
被申立人 東電設計株式会社  
上記訴訟代理人弁護士 名取 康彦

同 菊井 維正

被申立人東電設計は、申立人らの平成 16 年 7 月 30 日付文書提出命令申立（以下、本申立という。）に対し、次のとおり、意見を述べる。

### 第 1 意見の趣旨

本申立にかかる下記の文書は、いずれも取り調べる必要がなく、また被申立人東電設計にこれらの提出義務がないことから、本申立は却下されるべきである。

記

- 1 本件ダム建設に関する「詳細設計（いわゆる D/D）」（以下、詳細設計という。）
- 2 被申立人東電設計とインドネシア国営電力公社（PLN）との間の詳細設計（いわゆる D/D）に関する「受注契約書」（以下、詳細設計受注契約書という。）
- 3 被申立人東電設計とインドネシア国営電力公社（PLN）との間のダム建

設監理に関する「受注契約書」(以下、コンサルタント受注契約書という。)

- 4 被申立人東電設計からインドネシア国営電力公社（PLN）に対し、事業完成に至るまで3ヶ月ごとに提出された「進捗状況報告書」(以下、単に、進捗状況報告書という。)
- 5 被申立人東電設計からインドネシア国営電力公社（PLN）に対し提出された「プロジェクト完成報告書」(以下、単に、プロジェクト完成報告書という。)

## 第2 必要性について

以下、第1の記にかかる各文書ごとにその提出の必要性のないことの意見を述べる。

### 1 詳細設計について

(1) 申立人らは、D/Dの提出の必要性について、必ずしも明確な意見を述べていないが、「欠陥ダム建設に直接関わる書面である」(申立人ら申立書「文書の趣旨」1(詳細設計)末行、2頁)ことを理由としているものと思われる。

しかしながら、漠然と欠陥ダムと主張するのみで、D/Dの提出を待つて、その欠陥性を検討するというのでは、争点探し以外のなにもものなく、証明の問題以前の問題であり、徒らに訴訟の長期化を企図するもので、被告の防御権を侵害するものである。

(2) 申立人らは、D/Dの提出は保安上の事項にかかる立証ではなく、いわゆる融資3条件の具体化・履行チェックの有無についての立証の観点から必要である旨主張する(申立人ら申立書第3、3(2)、8頁)が、D/Dは、その性質上、工学的技術的観点を中心とするもので、申立人らが憶測する内容には言及していない。

申立人らは、被申立人東電設計の主張する保安上の理由が抽象的で、現に一部の施設が公開されているとの反論(申立人ら申立書第3、3(1)、8頁)をしているが、被申立人東電設計としては施設公開の有無は承知していないものの、仮に、これが公開されているとしても、一般経験的に、見学により認識できる範囲は外観など自ずから一部であり、設備の基幹部分など非公開部分があることは周知の事実である。現に、インドネシ

アにおいては、2002年10月12日にバリ島で死者187名に上る爆弾テロ事件が発生していることは耳目に新しく、水力発電所関連施設がテロ攻撃対象として、保安上秘匿しておくべき多くの情報が集積されたものであることは明らかである。

また、申立人らは、いわゆる融資3条件の具体化・履行チェックの有無に関する部分に特に関心を寄せているようであるが、被申立人東電設計としては、いわゆる「ないこと」を証明するためには、結局D/Dの一部の開示では納得を得ることが困難で、全部の開示によってするほか、「ことの証明」は困難なのであって、まさに、保安上の危険を冒すことになるのである。

- (3) 申立人らは、D/Dが公開されている事例として、申立書添付の目録検索結果一覧を引用するが、これらは、標題を見る限り、そのほとんどが事前または予備報告書であって、D/Dそのものが公開されている例証とはならない。また、インドネシアに関する事例はまったくない。

## 2 詳細設計受注契約書について

詳細設計受注契約の成果物としてD/D（詳細設計）があるが、同契約はD/Dと一体となったもので、提出の必要性の意見は、上記1に述べたところと同じである。

## 3 コンサルタント契約受注契約書

- (1) 申立人らは、コンサルタント契約には、いわゆる融資3条件のL/A特約条項を踏まえた内容があるはずであると憶測している。また、これら特約条項を踏まえた条件でないと被申立人東電設計はコンサルタント契約を受注できなかつたはずであるとしている（申立人ら申立書第3、1、7頁）。

仮に、融資3条件をPLNが意識していたとしても、それ自体PLNが負担する義務の問題であり、これをもって業務を委託する相手方である被申立人東電設計を規制する契約内容に盛り込むか否かはPLNの判断によるところであり、これを受注する被告東電設計には窺い知れないところである。

そもそも、入札書類その他本件を詳細に調査しているはずの原告らが、これら書類からは、これを推認させるなんらの情報も入手できないため、強引な憶測をしているもので、被申立人東電設計としては、「ことの

証明」はできない。申立人らの主張する配慮義務自体、契約書に関連条項があるはずであるとの憶測に基づき主張しているものに過ぎず、これ以外になんら主張を基礎付ける合理的な背景はないものである。その意味で立証の必要性がない。

- (2) さらに、コンサルタント契約においては、守秘義務が被申立人東電設計に課されている。また、コンサルタント契約は、D/D、D/D受注契約などと内容上一体をなすもので、上記1で述べたとおり、これを開示することによる保安上の危険が予想される性格のものである。

#### 4 進捗状況報告書

コンサルタント契約に基づき、被申立人東電設計は委託者であるPLNに四半期ごとに提出している報告書は費用の支出に関するもので、申立人らの主張事実の立証には関係がなく、かつ、提出の必要性に関する意見については、上記3で述べたところと同じである。

#### 5 プロジェクト完成報告書

プロジェクト完成報告書もコンサルタント契約に基づき、被申立人東電設計がPLNに提出したものであり、その提出の必要性についての意見は、上記3で述べたところと同じである。

また、申立人らはSAPS（甲B第35号証）において、プロジェクト完成報告書（PCR）が引用され、その内容として、「湛水完了後、何人かの所有者がPLNに対してタンジュン、グヌンブンス、タンジュンパウ、タンジュンバリで貯水池によって孤立した地域と水没しなかったその他の地域への補償要求を行なった」との記載があり、この事実をもって、被申立人東電設計の被告JIBCに対する報告義務（申立人ら申立書第3、2①ないし③、7頁）についての被告東電設計の認否の虚偽性を立証する（申立人ら申立書7頁から8頁）とのことである。

しかしながら、PLNの被告JIBCへの報告において、被申立人東電設計のプロジェクト完成報告書が引用されているに過ぎない可能性もあり、SAPSの同記事をもって、被申立人東電設計の被告JIBCへの報告義務を推認させるものではない。加えて、その引用個所の補償金支払に関する上記記事は、融資3条件についてのチェック義務が被申立人東電設計にあったとした場合に、数字など具体的記述が全くなく、あまりに概括的な内容に過ぎる。

### 第3 文書提出義務について

#### 1 申立人らが提出を求めている文書

申立人らは、被申立人東電設計に対して、次の文書の提出を求めている。

- (1) 詳細設計
- (2) 詳細設計受注契約書
- (3) コンサルタント受注契約書
- (4) 進捗状況報告書
- (5) プロジェクト完成報告書

#### 2 各受注契約書について

上記1の文書のうち、(2)及び(3)の受注契約書は、PLNと被申立人東電設計との間で締結された契約を証する文書であるが、当該文書は、PLNと被申立人東電設計間の契約上の権利義務の内容を定めるために作成されたものであって、当然のことながら、本来外部に公表することを予定して作成されたものではなく、また、当該文書の作成が法律によって義務付けられているものでもない。すなわちこれら受注契約書は「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」(民訴法第220条第4号ニ)であるので、被申立人東電設計としてはこれを提出する義務を負っておらず、その提出を拒むことができる。

#### 3 詳細設計及び各報告書について

次に、(1)の詳細設計、(4)の進捗状況報告書及び(5)のプロジェクト完成報告書は、被申立人東電設計がPLNに提出したものであって、その所持者はPLNである。上記1(2)及び(3)の各受注契約書と同様、本来外部に公表することを予定して作成されたものではなく、また、当該文書の作成が法律によって義務付けられているものでもない。すなわちこれら文書は「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」(民訴法第220条第4号ニ)であるので、被申立人東電設計としてはこれを提出する義務を負っておらず、その提出を拒むことができる。

また、これら文書は、PLNに提出された時点において、いずれもPLNの所有物となっているので、被申立人東電設計としては、PLNの許可を得ることなくして、これらの文書を提出することができない。

#### 4 技術・職業上の秘密

申立人之证据出在求之于乙机之文据之为、客受注契物据以PLN之被申立人原置置上之固固的契物上之权利据之内容客定为丙方之工学的技能的乙之丙方之、其置置上之丙方之、乙之性算上、丙之置置之丙方之工学的技能的

具解乙丙方之、实移上之丙方之乙机之解置乙丙方之。

之名目的乙之工作或之机之乙之要之乙之于之为证来之乙之通院的之榷利榷限之证明乙、及法乙机之基限之乙之乙之丙方之、乙之丙方之乙之

民事訴訟法第220条第3号前段之利益文据乙式、直接举证者之地位

## (2) 被申立人原置置之主要

置置之出之于之置置之身之乙主置之。

置置法第220号前段之定之利益文据乙当乙之、被申立人原置  
置置之内容乙、申立人之利益之为工作或之机之部分之会之乙、民事  
申立人之式、申立人之证据出在求之于乙机之文据之、乙机之乙之

## (1) 申立人之主要

### 5 利益文据之性质乙式

深甚之置置之乙之于可能性之本之大之乙。

之公情之乙之乙之乙之、本之口之乙之之管理·通管之安全障保之  
之机之、本件之口之乙之之工学的·重集的置置之置置之全面的乙明之为  
变付之乙之机之、被申立人之看置置之机之、不利益置置之机之。  
之可之之机之、置置出之机之、置置之机之乙之机之。但之乙机之文据之  
立人原置置之乙之、子承置置之机之乙之。但之乙机之文据之PLN之被申  
之、子承置置之机之乙之、本件各客受注契物之乙之乙之。但之乙机之文据之  
之机之。但之乙机之文据之乙之、且特别外之之机之。但之乙机之文据之  
之机之。但之乙机之文据之乙之、且特别外之之机之。但之乙机之文据之  
之机之。但之乙机之文据之乙之、且特别外之之机之。但之乙机之文据之  
同(4)及(5)之客置置之乙之、且口之乙之之进行之机之之机之。  
注契物之机之、被申立人之PLN之固固的契物上、置保者之技能置置之机之  
完成之乙之、被申立人之PLN之固固的契物上、置保者之技能置置之机之  
申立人之机之、上之(1)之置置之、及之(2)及(3)之客受  
之机之、上之(1)之置置之、及之(2)及(3)之客受

之机之。(民訴法第220条第4号乙)。

之机之、乙机之文据之、乙机之机之、置案上之机之固固之事真为  
置案之机之、被申立人原置置之乙之、被申立人原置置之乙机之文据之机之

な内容を規定するものであり、また、報告書は、その性質上、過去の一定の期間において発生した事実を P L N に対して報告することを目的とするものであって、被申立人東電設計が、インドネシアの個々の国民に対して、その法的利益を保護するために、何らかの法的義務を負担する趣旨で作成されたものではない。

よって、申立人らが提出を求めるこれら文書は、申立人らの地位や権利を直接証明したり、基礎づける目的で作成されたものでないことは明らかであり、民事訴訟法第 220 条 3 号前段の利益文書には該当しない。

また、これら文書が同法第 220 条第 4 号イないしホのいずれかに該当する場合は、文書の所持者は提出義務を免れることとなっているのであるが、これら文書が、同法第 220 条第 4 号のハまたはニに該当することは、上記 2 ないし 4 において詳述したとおりである。

よって、申立人らの主張は理由がない。

## 6 いわゆる「融資 3 条件」により義務を負う当事者について

申立人らは、これら文書が提出されれば、それを検証することによって、本件借款契約に付されたいわゆる「融資 3 条件」によりインドネシア政府に課せられた環境保全・住民生活水準の維持向上などの義務についての被告東電設計の違反の有無を確認したいとしているものの如くである。しかし、仮に、インドネシア政府にこれら「融資 3 条件」による義務が課せられていたことが事実であったとしても、その義務者は、インドネシア政府またはその実施代理人としての P L N であり、被申立人東電設計は P L N の指示により、その指示の範囲内で本件プロジェクトの設計を行い、かつ、建設監理を行っているのであるから、本来、申立人らとしては、義務者であるインドネシア政府または P L N の責任を問うべきところであるのに、それを措いて、かえって被申立人東電設計の責任を追及しているのは本末転倒というべきものである。

以 上